平成27年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

平成27年8月4日(火)

於:高松サンポート合同庁舎

2階旧中労委会議室

出席者 公益側 東、泉川、柴田、松浦

労働者側 本田、山、横山

使用者側 田島、中川、濱田、福家、森川

議 題 (1)香川県最低賃金の改正決定について

(2)特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最 低賃金改正決定について(諮問)

(3)その他

【賃金室長】 それでは、第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日、お配りしております資料を確認していただきます。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)、改正決定についての答申(写)、それから最低賃金の改正決定の必要性の有無についての報告書(写)、以上となっております。

本会議の開催に当たりまして、本日の委員の出席状況でございますが、 公益側、髙塚委員、労働者側、白石委員と十川委員が欠席ということで、 3名欠席ですが、12名出席されておりますので、有効に成立していることを報告いたします。

それでは、開催に先立ちまして、藤永労働局長より御挨拶申し上げます。

【藤永局長】 改めて、本当に暑い中、お疲れさまです。ありがとうございます。部会の先生方には引き続きになりますけれど、よろしくお願いいたします。

7月7日に第1回の本審を開かせていただきまして、改正諮問を行いま

した。7月31日に第2回目で中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきました。その後、本当に先程まで、4回の専門部会を開催いたしまして、御審議をいただきました。予定より1日長く御審議いただいたわけでありますけれども、当初は労働者側委員と使用者側委員で大きな差がありましたけども、経済情勢などを吟味いただきながら、法律本則にありますとおり、地域の賃金ですとか生計費、それから企業の支払い能力といったものを十分酌み上げながら審議をいただいたところであります。

結果、後程、お話があろうかと思いますけれども、部会長をはじめ公益の先生方の調整によりまして、労使各側委員の皆様、それぞれ飲み込んでいただいたところがあろうかと思いますけれども、全会一致ということで、現在702円の香川県地方最低賃金を17円引き上げて719円という答申をいただくことができました。先程、部会でも申し上げましたけれども、最低賃金は罰則で強制されている賃金になりますので、労使が食い違ったままの状態で終わるよりは、それぞれ飲み込んでいただいて合意に達したもので、今後1年間はこの最低賃金で私どもは行政を執行していくということが理想的であろうと思いますので、そういった意味で、改めまして、審議いただきました部会長をはじめ各委員の皆様方に感謝を申し上げる次第であります。

今後は異議申出の手続、あるいは官報公示などの事務手続を確実に進めさせていただきまして、10月1日の発効に向けて作業を進めてまいりたいと思います。

それから、本日は、この本審では今の地方最低賃金に加えまして、前回の審議会で諮問いたしました4業種の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申をいただき、必要性ありとされたものについては改正決定の諮問をさせていただきたいと思っておりますので、これからも特定最賃の金額審議は続くかと思いますけれども、どうか県の事情を御賢察いただき議論を進めていただくよう、伏してお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうかよるしくお願い申し上げます。

【賃金室長】 それでは、松浦会長、よろしくお願いします。

【松浦会長】 まず、冒頭にお礼を申し上げたいと思いますが、先程来、専門部会で全会一致の結論をもって局長に答申させていただくことができました。本当にありがとうございました。詳しいことはまた事務局のほうで御説明いただけると思います。

それでは、香川県最低賃金の改正決定について、議題1に入りたいと思います。御説明をよろしくお願いします。

【賃金室長】 香川県最低賃金の改正につきまして、会長が申されましたように、専門部会について全会一致で結審されました。そこで、あらかじめ御承認いただいておりました「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」との最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、局長へ答申いただいたところでございます。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しと答申文の写しを配付しております。内容を簡単に御説明いたします。報告書と答申文は一緒ですので、4枚目に香川県最低賃金の改正決定について(答申)がございます。その内容が別紙1、2でございます。ここに具体的に書いておりますことを読み上げ、説明させていただきます。

別紙1、香川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、香川県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間719円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手 当、家族手当は算入いたしません。

効力の発生日は、平成27年10月1日ということで指定されます。

別紙 2 は、香川県最低賃金と生活保護との比較を行っております。これ については特に詳細なことは申し上げませんが、結論として最低賃金額が 下回ることはないということの報告でございます。

この答申後の事務手続を簡単に申し上げますと、異議申出公示が平成27年8月4日、本日公示いたします。申出締切日が8月19日となります。 官報公示予定日が8月31日で、発効日が指定で、平成27年10月1日 ということで予定しております。8月19日までに異議申出がなされた場合につきましては、事前に日程調整させていただきましたとおり、8月20日午前10時から本審を開催しまして、その異議申立てについて御審議していただき、審議の結果をもって官報掲載手続きをとらせていただくことになります。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございました。

それでは、議題2の特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特 定最低賃金改正決定について、説明よろしくお願いします。

【賃金室長】 本件につきましては、7月31日の第2回本審にて、局長から改正決定の必要性の有無についてという諮問をさせていただき、その後開催しました運営小委員会に付託して審議をしていただいたところでございますが、その結果がお手元の資料のとおり取りまとめられておりますので、御報告申し上げます。

【賃金指導官】 それでは、報告を読み上げさせていただきます。

平成27年7月31日。

香川地方最低賃金審議会会長、松浦明治殿。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松浦明治。

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当運営小委員会は、平成27年7月31日、香川最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は別紙のとおりである。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙の委員のお名前については省略させていただきます。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

何か御質問等ございますか。特によろしいですか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、この運営小委員会の報告につきまして御承認をいただきましたので、この内容で本審議会から局長宛てに答申することとさせていただきます。

事務局のほうで答申文(案)をお配りしていただけますか。

(答申文(案)配付)

【松浦会長】 それでは、今の案につきまして、朗読していただけますか。

【賃金指導官】 平成27年8月4日。

香川労働局長、藤永芳樹殿。

香川地方最低賃金審議会会長、松浦明治。

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

当審議会は、平成27年7月31日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった香川県冷凍調理食品製造業最低賃金、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金及び香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金及び香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの答申(案)につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、この内容によりまして、局長に答申させていただきます。

(会長から局長へ答申文を手交)

【藤永局長】 ただいま特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での審議を経て、速やかに答申をいただきました。まことにありがとうございました。この答申に従いまして、特定最低賃金の改正審議をお願いする改正決定の諮問を引き続きさせていただきたいと存じます。これから審議会のステージが、今度は4業種の特定最低賃金の審議をするわけでありますけれども、引き続きどうか御審議よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ改正決定諮問文を手交)

【藤永局長】 どうか引き続きよろしくお願いします。

【松浦会長】 ただいま諮問を受けましたので、諮問文を皆さんに交付 していただけますか。

(諮問文(写)配付)

【松浦会長】 皆さん、お手元に行き渡っていますか。

それでは、諮問文を朗読していただけますか。

香川地方最低賃金審議会会長、松浦明治殿。

香川労働局長、藤永芳樹。

最低賃金の改正決定について(諮問)。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金改正決定について貴会の調査審議をお願いする。

記。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公 示第3号)、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造 業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第5号)、香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第2号)、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第4号)。以上です。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの諮問につきまして、何か御質問等ございますか。よろしいで すか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、4つの業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の諮問を受けることにいたします。この審議に当たりましては、また専門部会の設置をもって審議することになりますが、このあたり、事務局のほうで御説明いただけますか。

【賃金室長】 本日、4つの特定最低賃金の改正決定について諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することとなります。そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示をいたします。専門部会の委員については、推薦の締め切りを8月25日火曜日とし、9月1日を目途に任命予定とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中賃答申で示された運用方針(1(3)口)に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては関係する産業の代表の方にお願いするということになります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。意見を記載した文書の提出につきましては、8月25日火曜日を締め切りとしています。

意見聴取につきましては、従来から参考人の意見書による聴取としているところでございます。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありましたように、今後4つの専門部会を設置させていただきます。それで、専門部会委員の推薦、関係労使の意見書の提出につきましては8月25日までとさせていただきます。意見の聴取方法につきましては、書面にて意見書の提出によるということでさせていただきますが、以上のとおりの取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございました。

それでは、4つの業種について各専門部会を設置して審議することにいたします。また、各専門部会での参考人意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

続きまして、議題の3番目、その他、何かございますか。特にないですか。 か。

(「なし」の声あり)

【賃金室長】 特定最低賃金の各専門部会の委員の任命ができ次第、各専門部会の日程調整をいたします。今後の日程は例年とおりを予定しており、第1回の合同の特定専門部会は9月の後半を予定しておりまして、各専門部会を開催して約2週間で結審していただきたいと思います。具体的に申し上げますと、10月15日を目途に集中審議をしていただければと考えております。効力発生につきましては、本年の12月15日を目途ということでしていただけましたらありがたいと考えております。

それから、異議申出があった場合につきましては、先程もたびたび申し上げておりますとおり、8月20日木曜日午前10時から異議審を開催いたしますので、その点よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

ただいま日程等の説明がございましたが、特段、御質問はございますか。 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、これをもちまして第3回目の香川地方最低賃

金審議会を閉会といたします。暑い中、どうもありがとうございました。

了